

廃棄物埋立方針策定支援業務委託

委 託 仕 様 書

令和8年1月

川崎市環境局施設部処理計画課

廃棄物埋立方針策定支援業務委託仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、廃棄物埋立方針策定支援業務委託に適用する。

また、本仕様書は、業務の基本的な内容を示すものであり、詳細に明記されていない事項でも本業務の遂行上当然必要とされる作業等については、受託者の責任で対応するものとする。

2 疑義

受託者は、本仕様書の内容等に疑義を生じた場合は、川崎市（以下「本市」という。）に照会し、その内容を十分理解し、遺漏のないように行うものとする。

3 変更

提出済となった見積書については、その内容、技術的な変更及び見積額の増減を一切認めないものとする。ただし、本市の都合により仕様を変更する場合はこの限りではない。

また、業務の遂行に際し、軽微な変更を生じた場合は、本市と協議のうえ受託者の負担において行うものとする。

4 計画書

業務の実施にあたっては、委託業務着手届及び委託業務代理人届等提出し、あらかじめ本市の指示に従い、作業計画書を作成するものとする。

また、業務内容及び方法等を本市と十分協議をしたうえ業務を遂行するものとする。

5 現場管理

業務の実施に際しては、委託業務代理人を定め、本市に書面で届出するものとする。

業務は、その着手から完了に至るまで、すべて一貫したスタッフにより遂行するものとする。ただし、やむを得ず変更等が必要な場合は、本市の承諾を得た後に書面で届出するものとする。

また、作業範囲内の清掃及び整理はもとより、作業時間等の厳守及び他に支障を及ぼさないよう管理するものとする。

6 報告

作業の進捗状況及び業務を遂行するうえで報告すべき内容等については、本市の指示に従い、日報及びその他の関係図書等をもって報告するものとする。

また、業務完了時に提出する報告書については、業務仕様に明記したとおりとする。

7 関係法令

業務の遂行にあたっては、関係法規及び諸規定を遵守し、入念かつ誠実に行うものとする。

8 再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

また、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、契約後速やかに再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を本市へ提出し、その承諾を受けなければならない。

なお、契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、本市に

対してすべての責任を負うものとする。

9 完了

業務が完了したときには、直ちに委託業務完了届（本市の様式による。）を2部提出するものとする。ただし、業務を分割して実施する場合は、その部分完了分について委託業務完了届を2部提出するものとする。

10 検査

業務の完了及び部分完了については、本市の検査を受けるものとする。

なお、業務完了後の検査が容易にできない箇所等については、その都度中間検査を受けるものとする。

11 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容を、第三者に漏えいしてはならない。また、本業務の報告書等を第三者に閲覧、複写、譲渡等、提供してはならない。業務期間終了後も同様とする。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

第2章 業務仕様

1 要旨

本業務は、廃棄物埋立処分場の閉鎖（埋立完了）まで適正に廃棄物を処理するために、社会変容による影響や埋立事業における課題の整理、施設整備計画作成等について、高度な専門知識による技術的支援を行い、中長期的な廃棄物埋立方針を作成することを目的とする。

2 一般事項

(1) 件名

廃棄物埋立方針策定支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

(3) 履行期間

契約日から令和10年1月31日まで

(4) 施設概要

本市の廃棄物埋立処分場では、ごみ焼却処理施設で廃棄物を焼却した際に発生する焼却灰及び水道施設や下水道施設から発生する燃え殻、汚泥等の都市施設廃棄物の受入れ及び海面への埋立処分を行っている。

	浮島1期廃棄物埋立処分地	浮島2期廃棄物埋立処分場
所在地	川崎区浮島町507-1	川崎区浮島町523-1先
埋立開始	昭和58年5月	平成12年4月
状況	閉鎖（平成18年3月）	廃棄物受入れ
処理施設	浸出液処理施設 凝集沈殿処理＋生物処理＋高度処理＋ 汚泥処理	排水処理施設 凝集沈殿処理＋生物処理＋砂ろ過処理
埋立工法	—	FCS（薄層散布設備）
面積	124,000 m ²	168,600 m ²
埋立容量	1,493,700m ³	2,673,500m ³

3 業務内容

生活環境の保全に支障が生じないように埋立完了まで適正に廃棄物を処理するため、施設老朽化状況の調査・対応検討、市場調査、有識者へのヒアリング等を実施し、現状の課題の抽出及び解決方法の取りまとめ、人口減少やごみ組成の変化などの社会変容による影響を考慮した中長期的な廃棄物埋立方針の作成を行う。

また、廃棄物埋立方針作成に当たっては、国及び本市の公表している各種計画及び資料等と整合を取りながら検討し、作成を行うものとする。

(1) 調査・検討内容

ア 実態調査・分析

廃棄物埋立処分に係る関係法令整理、他都市の海面埋立処分場の実態や埋立工法及び跡地利用方法を調査するものとする。本市の埋立状況の調査を行い、円弧すべりの可能性を検討する。

また、埋立進行に伴う内水ポンドの汚濁成分の状況を分析する。

イ 埋立処分量推計及び残余年数の算出

本市の人口減少を踏まえたごみ焼却量の減量化、資源循環施策等を踏まえたごみ組成の変化、ごみ焼却灰の薬剤添加割合等を検討し、今後の埋立処分量の推計及び埋立残余年数を算出する

ものとする。

ウ 護岸補強検討

護岸の劣化調査を目視にて行い、護岸の安定化に向けて腹付補強等の必要性について提言を行うこと。

エ 埋立工程（埋立手法・埋立工法）の検討

適性に廃棄物埋立処分を行うため、埋立進行に伴う課題を抽出し、解決方法を取りまとめ、中長期的な埋立手法（埋立手順、埋立範囲、埋立速度等）、埋立工法切替、覆土時期等を検討するものとする。

また、埋立進捗に伴い、FCS による埋立が困難になることが見込まれるため、実現可能な埋立工法及び必要な重機を埋立処分量の推計を基に検討するものとする。埋立工法の検討に当たっては、概算事業費を算出した上で比較するものとする。

オ 廃棄物埋立処分場の整備計画の検討

埋立完了時期の延伸による設備の老朽化対策及び埋立工法を考慮した整備計画（時期、判断基準、費用、塩害対策、地盤沈下対策等）の検討を行うものとする。施設整備の検討に当たっては、必要な事業費（基幹的整備等）を算出し、最適な手法を検討するものとする。

また、埋立進行に伴う内水ポンドの汚濁成分の高濃度化、ごみ組成の変化等による焼却灰の性質変化に伴う水質予測を行い、排水処理施設の老朽化状況を踏まえて、施設の建替や設備更新の検討を行うものとする。

なお、廃棄物埋立処分場の廃止後の保有水等の管理方法を考慮して、埋立完了後の内水ポンドの取扱い方法、浸出液の処理方法を検討した上で整理するものとする。

カ 廃棄物埋立処分場の早期安定化に向けた検討

浮島 1 期廃棄物埋立処分地は廃止に至っていない状況であるため、浮島 2 期廃棄物埋立処分場を早期に安定化できる手法を調査し、検討するものとする。

キ 焼却灰の資源化の検討

焼却灰の資源化について、他都市の実態調査や資源化事業を担う企業の調査を行い、資源化手法、運用方法、費用対効果等を複数のパターンで検討を行うものとする。

ク 有識者へのヒアリング

埋立工法、内水ポンドの取扱い方法、早期安定化に向けた手法等の技術的見解が必要な項目について、有識者へヒアリングし、方向性を確認するものとする。

(2) 廃棄物埋立方針の作成

ア 各調査・検討結果をとりまとめ、中長期的な廃棄物埋立方針を作成するものとする。廃棄物埋立方針を作成する際には、閉鎖に至るまでの概算事業費をまとめるものとする。

また、埋立工程及び事業費等については、納期までに提出を求めることがあるが、受託者と別途協議の対象とする。

イ 施設整備については、工事期間等を考慮した内容とし、計画を作成するものとする。

ウ 廃棄物埋立方針の公表等に際し、質問を受付けることを考慮し、回答案作成等を行うものとする。

4 業務スケジュール（案）

	令和8年度												令和9年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
契約手続	◎																							
実態調査・分析		報告																						
埋立処分量推計及び残余年数の算出		報告																						
護岸補強検討					中間報告		報告																	
埋立工程の検討					中間報告				報告															
廃棄物埋立処分場の整備計画の検討					中間報告		報告																	
廃棄物埋立処分場の早期安定化に向けた検討					中間報告				報告															
焼却灰の資源化の検討									報告															
廃棄物埋立方針の作成									中間報告	(案)確認	修正作業	最終報告				方針確認								
回答案作成																								
打合せ		○			○		○		○		○		○		○		○							

※報告は項目ごとの検討内容を取りまとめたものとする。

※スケジュールはあくまでも予定であり、変更があった場合においては別途協議するものとする。

※各項目の検討結果によって、他のスケジュールに影響が生じる場合は協議を行い、見直すものとする。

5 打合せ協議

業務遂行において、受託者は市と密接な連携をとりながら進め、本仕様書について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決する。また、打合せは、令和8年度に5回、令和9年度に2回の合計で7回程度とする。ただし、指定数を超える場合においても業務遂行のために必要な打合せについては、別途協議し、実施するものとする。

なお、打合せ・協議結果については、打合せ記録簿等を受託者が作成し、本市及び受託者の双方で協議内容と結果を確認した上で承諾したものとする。

6 遵守事項

- (1) 受注者は、担当者に、本業務遂行に必要な専門的知見及び類似業務に関する豊富な経験・実績を有する人員を配置すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、市で保有する資料が必要な場合は、受託者に貸与する。貸与した資料については、受託者はその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行い、業務完了後、速やかに返却しなければならない。

7 成果品

成果品は電子データ（CD-R等）を1部提出するものとする。電子データはPDFの他に、WORD、EXCEL等の生データを提出すること。

また、業務スケジュールに合わせて中間とりまとめ及び廃棄物埋立方針の作成を行うものとする。

また、成果品の内容について、作成次第本市に対して説明し、内容についてあらかじめ承諾を得るものとする。